

『四万十町南海トラフ地震応急期機能配置計画(案)』に関する意見募集について

平成29年 5月10日

危機管理課

四万十町では、南海トラフ地震発災後における業務継続や応急対策活動の体制を早期に確立するために市町村BCPの策定を進めています。

この度、「四万十町南海トラフ地震応急期機能配置計画(案)」を取りまとめましたので、広く町民の皆さまからご意見をいただきたく、以下の要領で意見を募集します。

1. 意見募集案件

『四万十町南海トラフ地震応急期機能配置計画(案)』

2. 意見募集期間

平成29年 5月10日(水曜日)～平成29年 5月30日(火曜日)

3. 資料の閲覧方法

(1) 閲覧所による閲覧

- ①本庁1階閲覧所、②大正地域振興局1階閲覧所、③十和地域振興局1階閲覧所
- ④興津出張所

(2) 町ホームページによる閲覧

<http://www.town.shimanto.lg.jp/>

4. 意見の提出方法

次の方法でご意見をお願いします。

(1) 意見箱による投函

閲覧所に備え付けの用紙に記入して、意見箱に直接投函してください。

(2) 郵送の場合(送料はご負担ねがいます)

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17 四万十町役場危機管理課 宛て

(4) FAXの場合

0880-22-3123

(5) 直接提出する場合

役場危機管理課へおこしてください。

(6) 電子メールの場合

102000@town.shimanto.lg.jp

閲覧所に備え付けの所定の用紙以外で提出される場合、住所、氏名、住所、連絡先(電話番号)、意見の原案における該当ページを記入してください。

(電話での意見提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください)

5. 注意事項

(1) ご提出いただいたご意見は、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除

き、すべて公開される可能性があることをご了承ねがいます。

- (2) 皆さまからいただいたご意見に対し、個別にお答えできませんので、その旨ご了承くださいお願いします。
- (3) ご意見中に、個人に関する情報で特定の個人が識別し得る情報がある場合及び法人等の財産権等を害する恐れがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
- (4) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみご利用させていただきます。

6. お問い合わせ先

危機管理課 担当 川上 電 話 0880-22-3280
FAX 0880-22-3123
Eメール 102000@town.shimanto.lg.jp